

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第三千六百七十五號
明治廿六年六月廿七日 (水曜日)
舊曆癸巳四月廿三日 (乙亥)
日出前四時三十分
入午後六時五十分
月入午後十時三十分
電話掛號三十八分
(西曆一千八百九十三年)

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價送料廣告料は左の如し
一號(一月)前金五十圓(三月)前金一百五十圓(六月)前金三百圓(一年)前金六百圓(半年)前金三百圓(半年)前金三百圓(半年)前金三百圓
○時事新報社(東京)直轄ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一月十三圓ノ郵費ヲ加フ
○時事新報社(東京)直轄ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一月十三圓ノ郵費ヲ加フ

時事新報廣告(前宣)
一行五圓 廿四日 一月以上 廿七日以上
一行 二十三日 十一日 十日以上

本社(寄稿)付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填寫するより各社同一の記事を掲ぐるものと算からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして通信社に之を報道すれば本社にも其報道は達する事と信する方多きが如し爲めに進行を生じたる場合も算からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送せらるるものとす

時事新報

非内地雜居論者に望む

近來世間に非内地雜居論者と呼ぶものあり頻りに外人の内地雜居に反對する其論旨の要を聞くと外人の雜居を許すときは日本の商工業は彼に壓倒せられ土地鐵山等の不動産も又其占有に歸す可し現に今日にして外人が日本人の名義を以て土地を所有し又は事業に付て資本を投じたるものも少ならず云々として非常に彼を恐るものも如し抑も事は是非を論ずるは人々の自由にして他より之を止む可き非非内地雜居論者其非を論ずれば之に反して雜居恐るるに足らざるの理由を明にする者もある可し結局天下の定論に歸す可きものとされ論者が熱心に此問題を研究してまず一利害を明にするは事あるべきことなれども然れども其論中往々事實を誤りて折角の議論も忽ち論據を失ふが如きものあるは論者の爲めに取らざる所なり試に其例を擧ぐれば論者の中には外人が内地に下したる資本は何千萬圓の多きに至れりなせ其數を明言するものあり其甚だしきは信州なる贛防湖の製絲所の如きは現に外人より資本を借りて業を営むものなりとて恰も事實なるが如くに公言するものあれば今借債毎日新聞の記事を見れば外資借入云々の事は全く無根なりと云へり新聞は信州にて發見し地方の信用も薄からずと云へば其説の確實なるは疑ふ可らず左に轉載したるものは即ち其所謂なり我輩は所謂非内地雜居論者が今後最善の事實に就ては精密なる調査を遂げしよと事實を確めたる上に於て發論せんことを望むものなり

贛防湖製絲家の實を論ず
(前略)非内地雜居論者は外資借入を以て國家の經濟に危害を與ふる者とし外人に内地雜居を許すは即ち外資借入をして尙益々盛んならしむると共に内地の製

造工業をして外人の手に歸せしむるの恐れ有り云々且つ其恐るべき一例として彼の贛防湖邊に製絲たる所の許多の盛大なる製絲場も多くは外國の資本を借り入れ外人と共同事業を爲すものなれば贛防湖製絲業の莫大なる利益は半ば外人の占むる所と爲る、今日すら尙且此の如し況んや雜居以後に於てをや豈國家經濟上於て人民の生業上大に憂ふべきことならずやと頻りに慷慨するものあり此説は惟齊東野人之一時の傳説に止まらず上流の紳士政治家にして之を提へて屈竟の通例と爲し近來頻りに之を吹聴して以て非内地雜居の助けと爲すもの有り云々

我輩は元來内地雜居を可とし嘗て其説を本紙に掲げて敢へて讀者に乞ひしものと有り尙今後も此事に就ては時々論ぜんことを欲する者なれども今この處に於ては敢て雜居の利害論に入らず、唯我輩が製絲國の人民として、將た日本の製絲業の爲に、尤も聞き棄てに成し難き一事は前記贛防湖製絲云々の談にみそ有れ我輩の取敢ず筆を執りて敢て辨せんことを欲する所なり蓋し凡ら此の如き事は縱令無稽の妄説にして取るに足らざる事なるにせよ苟くも上流の士人にして之を實らし吹聴する以上は未だ事實を知らざる者は或は浮と之を信じ或は多少の疑念を懷き獨立の贛防湖製絲事業を以て半ば外人の機關たるものとし、爲に贛防湖製絲家をして大に其信用を損せしめ其影響の及ぶ所又一一般の製絲業を害するは勿論、内地雜居の利害論に於ても、左らぬに迷ひ易き人心をして益々鬼胎を懷かしむるの恐れ有り容易ならざる次第と謂ふべし我輩豈一部製絲家の爲に之を辨するのみならずや實に世間の論者をして事實を誤るるも無からしめんと欲するなり

(中略)贛防湖製絲家外資借入の談はもと無稽の臆測に過ぎず單に普通の考を以てするも之を悟るものと雖も非非、試みに思ふに遠方の製絲業に向つて敢て巨額の資本を貸し渡す者、他人の事は如何とせよ若し借用を論ずるに請ふ者有らば論者自ら先づ贛防湖製絲家を以て例とせしめ、贛防湖の生絲買込問屋が贛防湖製絲家に資本を貸すは普通五六分の利子の外に他日利する所あればなり其地方所在の銀行の如きも亦外人と事情同じからず然るに論者(一)贛防湖の事に向つて外人は乃ち資本を貸すと云ふは餘りに外人を神視するが如き餘りに之を見くびりし言のみ普通の考へに當て措るべからず

て巨額の製絲を爲し隨つて巨額の資本を要する者は寧ろ少數にして贛防湖製絲業の盛大は畢竟多數小製絲家が各々致々として勵勞するの結果なりと謂ふべし今明治二十五年末に於ける贛防湖製絲業の統計を擧げん

社 二十六社
人員 二百三十三人
製 八千四百二十釜
額 十萬二千六百四十六圓餘
にして今年百斤を製出するに要する固定資本凡そ百二十圓、營業資本凡そ二百二十二圓五十錢(此兩資本の計算は長野縣勸業統計提要に據る但し營業資本は一年に數回運轉するを得る故製絲原價とは勿論異なりと知るべし)とすれば十萬餘圓の製出に要する固定資本凡七十六萬九千八百圓、營業資本凡四百四十二萬七千三百餘圓、合計二百九十九萬七千餘圓にして之を二百三十三人に割當れば一製絲家平均凡九千圓乃至一萬圓を要す、然るに贛防湖の製絲業は元來贛防湖人士の特性たる勤儉忍辱の美德に依りて斯く迄發達したるものにして萬端成るべく實業費用を旨とし成るべく費用を省く風習なれば實際に要したる固定資本は右の計算より遙に少かるべく且始より自ら一文無しして事業を創むる者有らざるが故に實際他より借用する資本も亦前記の資本合計よりは遙に僅小の額なるべし而して此資本を融通するには横濱に幾多の生絲問屋有り生絲問屋は世人も知れるが如く大抵屈指の豪商にして其後には日本銀行もあれば信用ある製絲家に向ては勉めて資本を貸與せんとを欲し又實際貸與しつゝあり左れば製絲家も買込の事業は之を關係の生絲問屋に托し若干の手續料を問屋に與へて以て問屋をして利する所あらしめ未だ敢て直接に外商に對して買込の手續を爲す者あらず、若し製絲家にして外商より資本を借り入れ或は外商と共同事業を爲し我が生絲問屋に對しては毫も資本上の關係無きならば則ち何を苦んでか常に問屋と結託するを要せん當に其外商と相談して直接買込を爲すべきのみならず未だ敢て之を爲さざる所以は固より他の原因もありと雖も問屋と資本上の關係も亦有力なる一因ならずんばあらず之に依て之を見るも非非内地雜居論者の吹聴が大に事實に反れりとの次第は略之を察するに足らん

内務省訓令第十一號
明治二十二年(八月)内務省訓令第三十五號ヲ廢ス
明治二十六年六月六日
内務大臣伯耆井上馨

○能久親王殿下の縣下巡視として出張されは去月三十日歸國され

○伏見町紀念祭委

○茶業組合規約の組合に於ては農會

○日光電燈會社

○新聞社の合併

○外國漁船の漂着

○浦賀梅毒病院の院及検査所所屬建築物の件を決せしむるに以て

○黃白世界

○大藏省告示第二十號
東京第三十三國立銀行
明治二十六年六月
明治二十六年六月
明治二十六年六月

○能久親王殿下の縣下巡視として出張されは去月三十日歸國され

○伏見町紀念祭委

○茶業組合規約の組合に於ては農會

○日光電燈會社

○新聞社の合併

○外國漁船の漂着